



安全管理措置、従業員の監督

〔個人情報保護に関する法律〕

- 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、個人データの漏えい、滅失等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。
- 個人データを適切に管理するために、従業員に対しても、適切な監督を行うことが必要です。

〔雇用管理に関する指針〕

- 雇用管理に関する個人情報の取扱いについては、安全管理を徹底するために、次の措置を講ずるよう努めることが求められます。
 - ・ 個人データを取り扱う者及びその権限を明確にした上で、業務を行わせること
 - ・ 個人データは、取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと
 - ・ 個人データを取り扱う者は、業務上知り得た内容を不当に使用してはならないこと、また、その業務に係る職を退いた後も同様とすること
 - ・ 個人データ管理責任者を選任すること
 - ・ 個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う者に対して必要な教育・研修を行うこと